

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：農林水産費 項：林務費 目：森林整備費

事業名 森林組合担い手強化対策事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 森林経営課 担い手企画係 電話番号：058-272-1111(内4390)

E-mail：c11515@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,940 千円 (前年度予算額： 1,940 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,940	0	0	0	0	0	0	0	1,940
要求額	1,940	0	0	0	0	0	0	0	1,940
決定額	1,940	0	0	0	0	0	0	0	1,940

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

森林組合は地域の適切な森林管理を行うとともに、林業の中核的担い手としての役割を担っており、組合の経営の安定化と事業運営の効率化は非常に重要であるが、令和6年度において2組合が当期欠損額を計上している状況である。そのため、森林組合職員等の人材育成を支援することで経営の強化を図る。

(2) 事業内容

①森林組合経営体制支援事業

事業実施主体（森林組合・連合会）の経営の活性化及び事業の効率化に向けた人材の育成に係る費用を補助する。

②森林組合連合会振興対策教育指導事業

森林組合の経営の強化や人材育成のため、連合会が行う森林組合を対象とした各種研修会等に要する費用を補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県1/2 事業主体1/2 (岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱)

森林組合法第117条において、「国及び都道府県は、組合に対して、その行う事業を通じ、森林の有する公益的機能の維持増進が図られるように、その健全な運営と発達について助言及び指導を行う等必要な配慮をするものとする。」と定められており県がこの事業に係る費用を負担することは妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,940	森林組合連合会振興対策教育指導事業 1,940千円
合計	1,940	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第4期岐阜県森林づくり基本計画
「森林技術者の確保・育成・定着」

(2) 国・他県の状況

森林組合法第117条の規定により必要な配慮を行っている。

(3) 後年度の財政負担

岐阜県森林組合改革基本方針に基づき継続実施予定。予算額はニーズに合わせて検討する。

(4) 事業主体及びその妥当性

森林組合は森林を適当に管理する役割を担っており、森林所有者のとりまとめ役である森林組合を指導する立場にある岐阜県森林組合連合会が実施することは妥当である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	①森林組合担い手強化対策事業費補助金
補助事業者(団体)	岐阜県森林組合連合会 (理由) 森林組合は地域森林を適正に管理する役割を担っており、岐阜県森林組合連合会は森林所有者の取りまとめ役の森林組合を指導する立場にあるため。
補助事業の概要	(目的) 組合役員等の経営能力向上や職員等の資質向上に取り組み、健全な組合経営を図る。 (内容) 森林組合の経営の強化や人材育成のため、連合会が行う森林組合を対象にした各種研修会等に要する経費を補助する。
補助率・補助単価等	定率 (内容) 事業費の1/2以内 (理由) 研修等による人材育成は自主的な取組みであり、県はその1/2を支援する。
補助効果	経営に関する教育指導を支援することで、経営の安定化と事業運営の効率化が図られる。
終期の設定	終期令和8年度 (理由) 第4期岐阜県森林づくり基本計画期間

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか 継続して森林組合及び連合会の経営の強化及び人材育成の支援を行い、令和8年度までに当期欠損額が発生している組合数を0にする。
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前(R2)	R6年度実績	R7年度目標	R8年度目標	終期目標(R8)	達成率
	① 当期欠損額発生組合数	1組合	2組合	1組合	0組合	

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度
	1,940	1,940	1,940

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会が実施する各種研修会（計6回）に199人が参加し、森林組合の経営体制の強化、事業実行体制の強化につながった。 ・地域の森林管理体制の確立が進められるよう、森林環境譲与税の活用例等を主とした研修が行われた。 ・連合会が指導員養成に係る研修受講を通して指導能力向上を図った。
	指標① 目標：2組合 実績：2組合 達成率：100%
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会が実施する各種研修会（計6回）に273人が参加し、森林組合の経営体制の強化、事業実行体制の強化につながった。 ・令和5年10月からのインボイス制度や、令和6年1月からの電子帳簿保存法など新しい制度に対応できるよう、役員及び関係職員の研修を行った。 ・連合会が指導員養成に係る研修受講を通して指導能力向上を図った。
	指標① 目標：1組合 実績：2組合 達成率：100%
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会が実施する各種研修会（計9回）に344人が参加し、森林組合の経営体制の強化、事業実行体制の強化につながった。 ・女性が活躍できる森林組合になるために、役員及び関係職員に研修を行った。 ・連合会が指導員養成に係る研修受講を通して指導能力向上を図った。
	指標① 目標：1組合 実績：2組合 達成率：100%

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 2	森林組合法第117条に明記されており、必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満) 	
(評価) 1	平成27年度から令和6年度までに2,643人に対し研修を実施し、継続した指導を行ってきたが、依然として当期欠損額が生じている森林組合も存在する。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価) 1	森林組合を指導する立場にある連合会が実施することで、森林組合が抱える専門的な個別問題への対応が可能となる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 当期欠損額を計上した組合数を比較すると、平成24年度は9組合だったが令和4年度は2組合に減少し、継続的な指導に対する一定の効果が認められるものの、依然として経営状態が厳しい森林組合も存在する。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県が森林組合指導を行う補完的な意味と、森林組合職員の経営に関する能力や事業の実行管理能力を向上のため継続して実施する。
--